## 平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1 5												<u>府</u> 省	广名	厚	生労働省
対象	税目	個ノ	人住民税	法人住民	説 事	業税	不動産取行	<b>等税 固</b>	 定資産税	事:	業所税	その他	1 (	)		
要項目		協同	 司組合の特	寺性を踏ま	えた法	人税率	Sの特例の打	広充								
要望(概	<b>内容</b> 要)			の対象(注 協同組合等		置を必	要とする	制度の概	要)							
			ついて、	税見直しに 連動した。	引き下	げを行	通法人の うなど、† の軽減税 <sup>図</sup>	<b>劦同組合</b>	の特性を	踏ま	えた措	置を講	ずる。	消費生活	5協同統	組合等に
関係:	条文	1 "		第66条第 第23条、		1条、	第292	<b>条、第</b> 3	14条の	)4						
減 見返			初年度] 改正増減	— 収額]	_ (	_	)	[平年	<b></b>	_	(	( –	)	(単位:	百万	円)
要望	理由	·	1)政策 協同組 確立。		利の相]	互扶助	組織とし <sup>-</sup>	ての社会	的役割、	公共	共的な役	割を果	たし続	けるため	うの財	<b>改基盤の</b>
		(2)施策 <b>の必要性</b>														
		消費生活協同組合(以下「生協」という。)は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,680万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。														
		生協はこういった事業と一体的に、非営利の人と人のつながりによる助け合いの組織として、食育、子育て支援、福祉活動、地域の高齢者等の見守り支援など、社会的な役割を果たしており、事業継続のための財務基盤の確立は重要である。 法人税率の見直しが行われる場合には、生協等の協同組合について、その特性を踏まえた所要の税制措置を講じる必要がある。														
本要 対応 縮源	-	_														
									~-	ジ			1 5	5—1		

政策体系における政策目的の位置付け				基本目標Ⅷ	ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービス
	合理性	<b>玩笑</b> 从	マニャル		の提供を図ること
世性				政策大目標2	
政策の 達成目標    税負担軽減精				政策目標 1	地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を
は延長期間					
の達成目標		置等	等の適用又	_	
政策目標の 達成状況				_	
要望の措置の 適用見込み 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)  国税 (法人税) においても同様の要望を行っている。  当該要望項目 以外の税制上の 支援措置  予算上の措置等 の要求内容 及び金額  上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係  「協同組合は、非営利の相互扶助組織であり(生協は、消費者である地域住民自らが組織する 「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織)、その 財政基盤の安定化を確保することにより、社会的、公共的な活動の充実を図ることができる。				子育て支援、福 援等の協定とい	祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支 いった公共的な役割を果たしている。特例の存続により、これらの取組の充実が図ら
対した。 要望の措置の対果見込み (手段としての有効性)  当該要望項目 以外の税制上の支援措置  予算上の措置等 の要求内容 及び金額  上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係  協同組合は、非営利の相互扶助組織であり(生協は、消費者である地域住民自らが組織する 「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織)、その 財政基盤の安定化を確保することにより、社会的、公共的な活動の充実を図ることができる。	効			適用件数見込み	648組合(平成24年度実績)
以外の税制上の 支援措置  予算上の措置等 の要求内容 及び金額  上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係  協同組合は、非営利の相互扶助組織であり(生協は、消費者である地域住民自らが組織する 「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織)、その 野政基盤の安定化を確保することにより、社会的、公共的な活動の充実を図ることができる。		効果見 (手段	込み としての		
相当性 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 協同組合は、非営利の相互扶助組織であり(生協は、消費者である地域住民自らが組織する 要望の措置の 妥当性 財政基盤の安定化を確保することにより、社会的、公共的な活動の充実を図ることができる。	当	以外の	税制上の	国税(法人税)	においても同様の要望を行っている。
性 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 場同組合は、非営利の相互扶助組織であり(生協は、消費者である地域住民自らが組織する 「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織)、その 財政基盤の安定化を確保することにより、社会的、公共的な活動の充実を図ることができる。		の要求	内容	_	
要望の措置の 妥当性 「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織)、その 財政基盤の安定化を確保することにより、社会的、公共的な活動の充実を図ることができる。		の措置等と 要望項目との		_	
ページ 15-2				「組合員の生活	5の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織)、その
			ページ		15—2

	平成24年度						
		法人数	所得金額	税額			
税負担軽減措置等の		(組合)	(百万円)	(百万円)			
適用実績	協同組合等	44, 490	1, 181, 168	200, 554			
	うち消費生活協同組合	648	96, 835				
	(平成24年度国税庁統計年報書)						
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_						
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	_						
前回要望時の 達成目標	_						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_						
これまでの要望経緯	_						
ページ			15—3				